

## 船橋市児童相談所設置検討会設置要綱

### (設置)

第1条 児童相談所の設置に関する必要な業務を、円滑かつ的確に進めるため、船橋市児童相談所設置検討会（以下「検討会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 検討会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

### (委員長及び副委員長)

第3条 検討会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は健康福祉局長を、副委員長はこども家庭部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

### (所掌事務)

第4条 検討会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童相談所の設置に関し、課題の抽出・整理、庁内連携や組織のあり方等に関すること。
- (2) その他児童相談所に関すること。

### (会議)

第5条 検討会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり、議事を整理する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

### (分科会)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、分科会を設置することができる。

- 2 分科会に座長及び副座長を置く。
- 3 座長及び副座長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 座長は、分科会を招集し、会務を総理し、分科会を代表する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故のあるときは、その職務を代理する。

### (検討員)

第7条 検討会及び分科会の委員を補佐し、情報の収集及び研究、資料作成等を

行うために、検討員を置くことができる。

2 検討員は、検討会及び分科会に属する委員が推薦する者をもって充てる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、健康福祉局こども家庭部児童相談所開設準備課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

| 局及び部    | 委員                          |
|---------|-----------------------------|
| 企画財政部   | 企画財政部長、政策企画課長、行政経営課長        |
| 総務部     | 総務部長、人事課長                   |
| 市民生活部   | 市民生活部長、市民協働課長               |
| 健康福祉局   | 健康福祉局長                      |
| 福祉サービス部 | 福祉サービス部長、福祉政策課、地域福祉課長、障害福祉課 |

|        |  |
|--------|--|
|        | 長、生活支援課長、指導監査課長  |
| 健康部    | 健康部長、健康政策課長、地域保健課長   |
| 保健所    | 保健所長、保健所理事、保健総務課長  |
| こども家庭部 | こども家庭部長、こども政策課長、こども家庭支援課長、児童相談所開設準備課長、保育運営課長、保育入園課長、地域子育て支援課長、療育支援課長 |
| 経済部    | 経済部長、商工振興課長  |
| 管理部    | 管理部長、教育総務課長  |
| 学校教育部  | 学校教育部長、指導課長、総合教育センター所長   |
| 生涯学習部  | 生涯学習部長、社会教育課長、青少年センター所長  |